

内容観情勢に關する認識の不充分からきた過失であつた、  
資本金家官憲に無産階級の眞実の利害を代表する闘争団体に対  
しては不断に核心の彈圧と中傷を敢て試みることは、歴史を通じて何等か  
の常套手段である。

また等は彼等が何故に我等に特別の待遇を行ふかを知る事は、  
益々益々の正しき事を知るのみである。

以上は以上の態度に基き、忠實なる階級精神を以て積極的に労働農  
民衆に参加し之に貢獻せんと欲するものである。

十五年度

### 関東金屬労働組合大會

### 別記ニ

### 法規委員會修正箇所

第四條の「別ニ定ムル處ニ從ヒ」ヲ「別ニ定ムル申込書ニ

同ジクニ」本部ハ「執行委員會」

第八條の「本部」ヲ「執行委員會」ニ

第十六條の「最高機關」ヲ「最高決議機關」

第十七條の「コトヲ得」ヲ「モノトス」

第十八條の「但シ擴大執行委員會ノ一切ノ權限ハ執行委員會ノ内規ニ於テ之ヲ定ム

ルヲ加フ」  
第十九條の「從ヒ」ヲ「下ニ」

同ジク「遂行ト地域的若勤ヲ助成スル」ヲ「代理執行及工場分會ノ連絡

ヲ計ルモノ」

第二條の「ノ下」ニ「ヲ」統制ノ下」

第三條の「事業部」ヲ「共済部」

第三十條の「書記若干名」ヲ加フ

第三十六條ト三十七條ノ間ニ新ニ一條ヲ加ヘ三十七條トス「書記ハ執行委員會ニ於テ任

命シ、事務執行ヲ補助ス」  
以下條文ヲ一條ツ、送ル  
旧第三十條「但シ本組合會計年度大會開催日ニケ月前ヲ以テス」ヲ加フ